平

成二十五年二月

五

日

第

千

四

百

+

七

号

次

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 示

県営土地改良事業計画の決定

誤

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

(保 (環境生活政策課)

同

地 整 備課

地 課

角

Щ 課

六五

治

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

公

示

六四

流 通 課 六四

商

保健医

六四

療課)

兰 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月五日

岐阜県知事 古 田

特定非営利活動法人の名称 申請のあった年月日 平成二十四年十二月十八日 特定非営利活動法人多治見ひなたぼっこ

主たる事務所の所在地 水野 京子 岐阜県多治見市根本町二丁目三二番地

五四三

の

氏 名

定款に記載された目的 **祉の増進を図りながら、共に生活する地域社会づくりに** この法人は、障がい児・者及びその家族に対して、福

寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定

平成二十五年二月五日

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

平成二十五年二月五日

岐阜県知事 古 田

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所

島クリニック	名称
岐阜市寺田五の七三の三	所 在 地
内科	る 療 を 担 接 当 ま と を と も 表 を も も ま も も も も も も も も も も も も も
精神通院	医療の種類 自立 支援
臺平 → →	年指 月 日定

(薬局)

3				
三平 _ 成	精神通院	岐阜市粟野東四丁目二六の六	東野	店ライン調剤薬局
臺平 ○成	精神通院	二揖斐郡揖斐川町三輪二五一九の	同	こころ調剤薬局
量 平 □成	精神通院	岐阜市長良五の一	同	ナガラ調剤薬局
臺平 □成	精神通院	羽島市竹鼻町丸の内五の三三		竹鼻調剤薬局
壹平 □成	精神通院	の五各務原市蘇原外山町二丁目七一	同とや	まころ調剤薬局
듩平 ○成	精神通院	岐阜市古市場三二一の一六	休式会社	さんあい薬局株式会社
年指 月	医療の種類自 立支援	所 在 地	称	名

指定自立支援医療機関の変更届出

自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により次の指定

平成二十五年二月五日

岐阜県知事 古 田

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名称
所在
地
る療 療 を 担 援 科 名
医療の種類
年変 月 日更

名	(薬局)	クミリー クリニッ
称		
所		の一大垣市築捨町五丁目五九
在		宝 九
地		内科
医療の種類自 立支 援		精神通院
年変 月		亭 平 ○ 成
	称 所在地 医療の種類 年	称 所在地 自立支援 変

日更

U

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

する。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模

おいて縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十五年二月五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課に

平成二十五年二月五日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

ゲンキー 輪之内店 安八郡輪之内町四郷二〇八 外

意見の概要

意見なし (届出事項 新設

県営土地改良事業計画の決定

写しを次のとおり縦覧に供する。 **県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の** 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の

平成二十五年二月五日

岐阜県知事 古 田

(65)	平瓦	戊 25 年2月5日		岐	阜	県	公	報			第2	4 1 7	号
(県告示第十号)八頁上段後から十三行目中「一三三七の二から一三三七の四まで、65 平成二十五年一月八日第二千四百九号 保安林に指定する予定である旨の通知) (原稿誤り)	平正誤	成25年 可児市長洞 2 四 作業地域 四 作業地域 日 平成二十四年十一月二十七日から	三 作業期間 (可児市公共基準点整備)	二作業種類	阜 一 作業機関	岐阜県知事 古	—— 同 法	報 第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条	測量の終了	(田頭也) 岐阜市役所 可以五:岐阜一期地区 岐阜市役所 同。岐阜一期地区 岐阜市役所 同。。岐阜一期地区	(不動池) 岐阜市役所	4 (松尾ヶ池) 岐阜市役所 同 10 11 岐阜一期地区 岐阜市役所 平成三元・	号 施行に係る地区名 縦 覧 場 所 縦 覧
二七の四まで、める旨の通知(田肇	公示する。)通知があったの用する同法第十		三二 三二 ・	三・六まで	三・ 六 五 か ら	期間
一岐四阜						-		ので、条					 九

九四の二」は、「一三七七の二から一三七七の四まで」の誤り。

平成二十五年二月五日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社